

議会運営委員会会議録

令和7年5月20日（火）

（開 会） 14：00

（閉 会） 14：18

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

今回の委員会は、議会の構成に関することについての議事となりますので、市長以下、執行機関の出席は求めない運営としておりますので、ご了承ください。

「議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議会運営委員会委員及び常任委員会委員につきましては、「議会運営委員会・常任委員会委員一覧表」のとおり正副議長案が提案されております。

各委員の選任につきましては、飯塚市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長においてこの案のとおり指名していただき、採決の方法は、起立採決としていただいております。

次に、各委員が決定いたしましたら、本会議を休憩していただき、まず議会運営委員会、引き続き常任委員会の正副委員長の互選を行っていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

議長の主観で入れられたと思うんですけども、まだ各議員の個人の意見は反映されてないというふうに思いますので、なかなか厳しいのではないかとというふうに思います。本会議でもその委員会構成が否決された場合は、どういった取扱いになるのでしょうか。

○議会事務局次長

本会議において提案された案が否決された場合は、もう一度、調整に入っていただくような形になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今の事務局の説明なんですけれども、委員会条例においては、常任委員の任期を第3条で規定していて、第4条3項で、議会運営委員会の任期についてもそれを準用するということになってますね。それで、常任委員会の任期について、第3条でどういうふうに記載があるのか、正確に説明をお願いします。

○議会事務局次長

飯塚市議会委員会条例第3条をそのまま読ませていただきます。「常任委員の任期は2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。」第2項「補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。」と記載されております。

○川上委員

そうしますと、先ほど立憲民主の田中武春委員が質問しておりましたけども、仮にですよ、議長提案分が否決になった場合はですね、直ちに飯塚市議会委員会条例、常任委員の任期、第3条の準用によって、現在の常任委員会及び議会運営委員会が存続しているわけですから、市長提出の議案4件について、そのまま提案理由説明、質疑、委員会付託に入ることができるのではないかと考えるわけですけども、その点については、条例上どう考えるか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:06

再 開 14:08

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

先ほどのご質問ですが、事務局においてただいま調査をしております。最終的には全国市議会議長会のほうで確認をしたいと考えております。今、全国市議会議長会への連絡がつきにくい状態にありますので、今日のところはまだ調査中ということになっております。

○川上委員

全国市議会議長会が飯塚市議会委員会条例の解釈をするわけではないと思うわけですよ。明らかに先ほど紹介されたように、「常任委員の任期は2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。」となっている局面の中で「議案第71号 一般会計補正予算（第1号）」ほか3件の専決処分が出て、会期末が迫っているわけでしょう。我々は市民にまず責任を果たさないといけませんよね。

その点で言えば、どういう事情か分かりませんが、本日提起のあった議長の議会運営委員会・常任委員会委員一覧の提案について、本会議で否決されたならばと発想するのは異常だと思うんですね。

どういうことかという、5月12日の議会運営委員会の時期にはですね、各会派が希望を募って提出するよという約束をしたじゃないですか。その後、どんなことがあったか分かりませんが、今日に至るまで、4会派がこの責任を果たそうとしない。そして、職権によって議長が提案したものを否決したらどうなりますかというふうに言う。

そもそも議会運営委員会というのは、地方自治法、それから先ほど言いましたけども飯塚市議会委員会条例によって、法に基づいて規定されたものですよ。そして、その任務は、今日も委員長の最初の案件として書かれている3つ、「議会の運営について」、「議長の諮問について」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」と、一括審査になっているわけですけども、ここにおいてですね、議会の円滑な運営というのが、当然ながらあるわけですよ。

法に基づいて存在している議会運営委員会において、この円滑な運営のために最大限の努力をするのが当たり前なんだけど、その前提となっている議会運営委員会・常任委員会一覧表、希望の提出がね、1週間を超えて放棄されていると。責任を果たされていないというのは極めて許しがたいことだと思います。

さらに言えばですね、議会の円滑な運営のためにという理由で、私的な約束が交わされてきた経緯があるように見受けられます。このことについては、道祖議員が本会議でも発言しました。しかし、これは私的な約束ですよ。何ら法にもよらない。委員会条例、その他のものにつ

いて、公的な記録はない。記載がない。先例集にもないわけです。そういう状況の中で、私的な約束が守られないからといって、公的な機関、市議会の本会議の場で不信任決議案など出してね、私的約束を違反だということに対して、私的制裁を加えるに当たり、市議会を利用するという挙に出ているわけですね。

○委員長

川上委員、そろそろ質疑のほうを。

○川上委員

その点で言えば、先ほど質問があった内容について、不信任決議案提出に加わった議会運営委員の皆さんは、昨日も議会運営委員会を理由もなく欠席したでしょう。何か誤解しているんじゃないですか。つまり、不信任案提出をした立場からは、この議会運営委員会に出てはならないというふうに、何か誤解しているのではないかと思うんだけど、誤解していないか、ちょっと委員長がこの間、出席要請をされていると思いますので、その誤解がなかったか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:14

再 開 14:15

委員会を再開いたします。

○川上委員

私が今質問した内容は、今後の飯塚市議会が、地方自治の二元代表制の一方の監視機関として任務を果たせるかどうかに関わることだと思うんですね。今回、臨時会を流会させることによって、市長提出議案がともに審査されなくて、そのまま執行に至るというようなことでよいのかと思うわけです。

それで、昨日について言えば、体調不良というわけでもなく、この議会棟にいるのに出席しないという態度の委員については、今日は出席されているんですけど、この際、こういうことを続けるのかどうか。議会棟にいるのに、何の理由もなく委員会に、議会運営委員会に出席しないということを続けるのかどうかね、これは明らかにしておったほうがいいのではないかと思うんですよ。

もし、6月5日、さらにその後の議会運営委員会も出る意思がないというのであれば、直ちに辞任を表明するべきではないかと思うわけですね。

委員長がどういう判断をされるか分かりませんが、重大なことなので、検討してもらいたと思います。

○委員長

了解いたしました。川上委員のほうから意見・要望が出ておりますので、後ほど正副委員長で、この件は審議したいと考えます。

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○城丸委員

異議がありますので、決を採ってください。

○委員長

ただいま城丸委員からご異議がっておりますので、お諮りいたします。議会運営委員会委

員及び常任委員会委員の選任について、事務局説明のとおりとすることに、賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

可否同数。よって、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本件に対する可否を裁決いたします。

委員長は、可とすべきものと裁決いたします。

暫時休憩いたします。

【休憩後、再開に至らず自然閉会】